

堺市地域介護サービス運営協議会地域包括支援センター運営体制検討部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、堺市介護保険施行規則（平成12年規則第72号）第19条の3の規定に基づき、堺市地域介護サービス運営協議会（以下「協議会」という。）に設置する地域包括支援センター運営体制検討部会（以下「検討部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討部会は、地域包括支援センターの運営体制のあり方及びその担当する圏域の範囲について検討を行い、検討結果を協議会に報告するものとする。

(構成)

第3条 検討部会は、委員7名以内で構成する。

2 委員は、協議会の委員のうちから、会長が協議会に諮って定める。

(部会長)

第4条 検討部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、検討部会を代表し、検討部会の事務を掌握する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討部会は、必要に応じて部会長が召集する。

2 検討部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討部会の決議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 検討部会は、必要があると認めるときは、検討部会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成31年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行後最初に行われる検討部会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず会長が行う。